

ママ・サポート事業のごあんない

出産前後、親族などの応援が得られない家庭に対して、ヘルパーが訪問して家事や育児の援助などを行います。

※ お子さんをお預りしたり、保育をするサービスではありません



<支援内容>

掃除、洗濯、買い物、食事準備などの家事
育児（おむつ交換・沐浴など）の補助

※ 大きなものの買い物やゴミ出し、電化製品の掃除、窓ふきや大掃除はできません。

※ 買い物は、日用品の範囲です。

<期間>

出産予定日の2か月前から出産日まで、及び
母親及び乳児の退院後2か月以内で、各20時間を限度で利用できます。
（多胎出産の場合は、別に出産後1年間で30時間利用できます）

<利用時間>

- ・平日（月曜から金曜）（12月29日から翌年の1月3日までを除く）
- ・午前9時から午後5時までの間で 1日1回2時間以内（1時間単位）

<利用料>

1時間につき800円

なお、生活保護世帯・市民税非課税世帯は全額免除（裏面参照）
詳しくは子育て支援課にお問合せください。



<手続き>

事前に利用登録が必要です。（妊娠5か月より受付が可能です）
登録は、**必要書類**（裏面参照）と**印鑑**をご持参のうえ、
子育て支援課までお越しください。



【問合せ・申込先】

八尾市こども未来部 子育て支援課

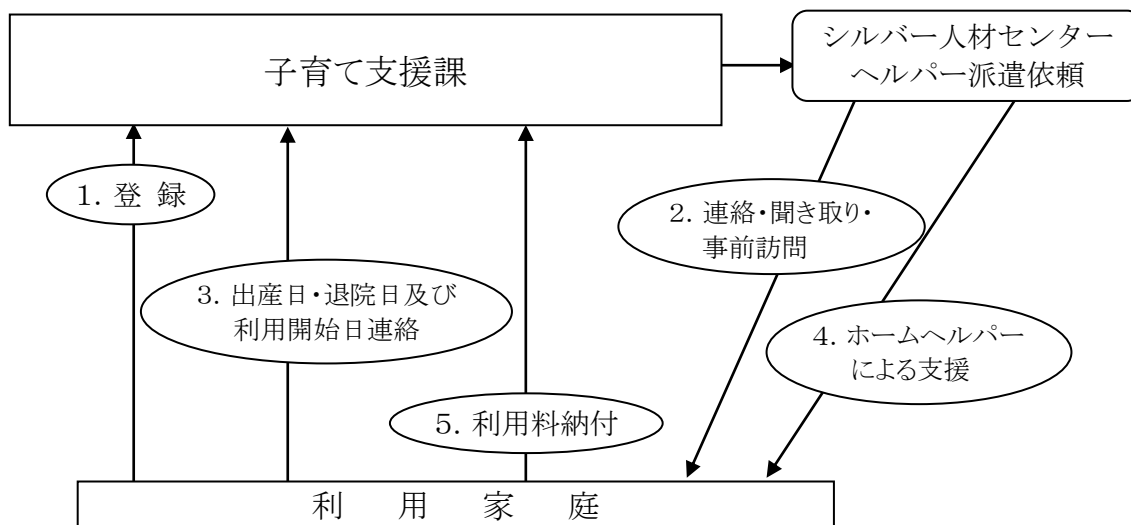
所在地：八尾市本町1-1-1 八尾市役所本館7階

Tel：072-924-3954

Fax：072-924-9304

（裏面もあります）

<利用の流れ>



1. 事前に利用登録をしてください。(八尾市内在住の方に限ります)

必要書類（発行日から3か月以内のもの）

- 市民税・府民税課税世帯…住民票（世帯全員記載のもの）
- 生活保護世帯や市民税非課税世帯は利用料の減免制度があります。
 - ・生活保護世帯…生活保護受給証明書
 - ・市民税非課税世帯…住民票（世帯全員記載のもの）、
市民税・府民税証明書（世帯全員が非課税であることの証明）
- 里帰り出産（実家が八尾市内に限る）も利用ができます。
 - …住民票（両世帯、全員記載のもの）
 - …戸籍謄本等（親子関係であることの証明）



2. 登録後（利用希望期間前）に、シルバー人材センターより連絡がありますので、ご利用内容の確認をしてください。
3. ヘルパー利用希望日の1週間前までに子育て支援課までご連絡ください。
出産後に、出産日・退院日をご連絡ください。
ご利用が不要になった場合も連絡をお願いします。
4. ヘルパーが訪問し、家事支援等を行います。
5. 利用月ごとに、子育て支援課より納付書を送付します。
所定の期間内に利用料を納付してください。